

答 申 書
(答申第151号)
平成24年11月5日

1 審査会の結論

別紙1の(1)に掲げる開示請求に対し、別紙2の文書番号2、5、7、8、11、21、22、27から31まで及び38の公文書を特定し、開示等の決定をすべきであるが、その余の部分に係る公文書の特定は妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1の(1)のA及びイに掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、別紙1の(2)のA及びイの表に掲げるとおり、「特定した公文書名」欄に掲げる公文書を対象公文書として特定し、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、担当部局ごとに同表「処分内容」欄に掲げるとおり公文書一部開示決定処分15件及び公文書開示決定処分3件を行った。

また、対象公文書が存在しない担当部局においては、条例第17条の規定に基づき公文書不存在処分5件を行った。

なお、実施機関からは、別紙1の(1)のAの開示請求部分については、関係する部局が複数にわたることから、請求内容に示されている平成22年9月7日付け教高第781号外8本の通知文並びに平成23年1月26日以降の「入学式・卒業式における国旗・国歌の適切な実施」関連の通知、調査及び回答など(以下「本件関係通知文」という。)ごとに当該通知文等を主管する部局が関係する部局と調整の上、対象公文書の特定作業を行い、別紙1の(3)のとおり主管する部局が一括して開示等決定処分を行っている旨説明があった。

イ 異議申立人は、当該処分のうち公文書一部開示決定処分14件、公文書開示決定処分2件及び公文書不存在処分4件の計20件の処分(以下「本件処分」という。)に対し異議申立てを行い、本件処分に係る別紙1の(2)のA及びイの表の「特定した公文書名」欄に掲げる公文書(以下「本件公文書」という。)の外にも本件開示請求に係る対象公文書が存在するとして、当該公文書の開示を求めている。

ウ 当審査会は、異議申立人に対し本件異議申立ては本件処分に係る開示文書の非開示部分の開示を求めるものか確認したところ、非開示部分の開示は求めている旨回答があったので、本件公文書のみを本件開示請求の対象公文書としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 別紙1の(1)のAに係る公文書の特定の妥当性について

ア 異議申立人は、自身が本件公文書の写しを受領した後に、実施機関に対して更なる公文書開示請求(平成23年7月25日受付。以下「7月請求」という。)を行ったところ、本来であれば本件開示請求において特定されていなければならない公文書が別紙2のとおり特定されており、この事実からすれば、本件処分は、本件開示請求の対象となった各部局における公文書の存在調査そのものが著しく不十分であったことを窺わせ、今もなお、本来であれば特定すべきであるのに特定されていない公文書が多く存在することが推認される旨主張する。

このことから、当審査会としては、まず、別紙2の公文書について、本件開示請求においても特定すべき公文書であったか否かを審査することとする。

イ 本件開示請求における請求内容の解釈について

- (ア) 実施機関は、本件開示請求の請求内容は、異議申立人が本件開示請求において示している本件関係通知文を发出するに要した文部科学省と実施機関の間におけるやりとりの文書であると主張する。
- (イ) 異議申立人は、本件開示請求は本件関係通知文が出るにあたっての通知前のやりとりも、通知後の結果のやりとりも含めて請求している旨主張する。
- (ウ) 当審査会として、請求内容の解釈について審査した結果は次のとおりである。
- a 公文書開示請求書の「6備考」欄は、実施機関が異議申立人の「1請求に係る公文書の名称又は内容」欄の記載内容について、請求対象となる公文書を明確にするために異議申立人と協議した内容を記載したものであるため、公文書開示請求の請求内容は、「1請求に係る公文書の名称又は内容」欄の記載内容を前提とし、「6備考」欄の記載内容と併せて総合的に判断すべきものと解される。
- b その上で、本件開示請求における別紙1の(1)のアの請求内容を検討すると、請求書の「1請求に係る公文書の名称又は内容」欄に、別紙1の(1)のアの内容の記載があるほか、「6備考」欄には「請求内容は、1の各通知等に関して文部科学省と道教委との間のやりとりした文書。」と記載されていることが認められる。
- c これらのことから、実施機関は、対象公文書の範囲を文部科学省とのやりとりに関し、本件関連通知文の发出に要したものに限定的に解釈しているが、異議申立人の請求趣旨は、发出に要したのものには限定しておらず、本件関係通知文に関し文部科学省と実施機関の間におけるやりとりの内容を示した文書であると解するのが相当である。
- また、本件関係通知文との関係性については、当該通知文の内容と別紙2の公文書を個々に検討する必要があるものと解される。
- ウ 別紙2の公文書に係る公文書の特定の妥当性について
- (ア) 平成23年8月8日付け教渉第60号で行った公文書一部開示決定処分において特定された公文書
- a 文書番号2、5、7、11及び22は、本件公文書には含まれていない文部科学省から送信された電子メール受信文（以下「電子メール受信文」という。）である。各電子メール受信文を見分したところ、文部科学省から送付された添付資料の補足説明や調査の依頼状況に関する内容が記述されていることから、文部科学省と道の間でやりとりされた文書であることは明確であり、なおかつ本件開示請求で開示している添付文書と一体となっているものとして管理している以上は本件処分で特定すべき文書と解するのが相当である。
- b 文書番号8、21、27及び28は、上記aの各電子メール受信文に添付されていた資料であり、かつ本件開示請求で開示している添付文書と一体となっているものとして管理している以上は本件処分で特定すべき文書と解するのが相当である。
- c 文書番号29、30及び31は、本件開示請求の内容に示されている平成22年3月30日付け教職第2132号「教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施について」で実施した調査の結果に係る復命書等であることから、3の(3)のイの(ウ)の解釈に基づき、当該通知文に関し文部科学省と実施機関の間におけるやりとりの内容を示した文書と解するのが相当である。
- d 文書番号32、33及び34は、本件開示請求後に作成された復命書等であることから、本件処分の対象外である。
- (イ) 平成23年8月8日付け教職第792号で行った公文書一部開示決定処分において特定された公文書
- a 文書番号35、36及び37は、教職員等の選挙運動の禁止等に関し文部科学省から取得、又は道が作成した公文書であり、当該公文書は国政選挙等に係る教職員の選挙活動の禁止について注意を喚起することを目的とした文書であって、調査等を指示するものではなく、本件開示請求の内容に示されている各通知文に関連した国と道の間におけるやりとりの文書には該当しないと判断したとす

る実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められず、また、文書番号35、36及び37を見分したところ、各通知文との関連を窺わせる記述は確認されなかったことから、特定すべき文書ではないと解するのが相当である。

b 文書番号38は、本件開示請求の内容に示されている平成22年3月30日付け教職第2132号「教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施について」で実施した調査の結果に係る復命書であることから、3の(3)のイの(ウ)の解釈に基づき、当該通知文に関し文部科学省と実施機関の間におけるやりとりの内容を示した文書と解するのが相当である。

c 文書番号39及び40は、本件開示請求後に作成された復命書であることから、本件処分の対象外である。

(ウ) 平成23年8月8日付け教義第701号で行った公文書開示決定処分において特定された公文書

文書番号41は、道から文部科学省へ資料を送付する旨の通知文であり、異議申立人は本件処分で特定されるべき文書であると主張するが、内容を見分したところ、本件開示請求の内容に示されている各通知文との関連を窺わせる記述は確認されなかったことから、特定すべき文書ではないと解するのが相当である。

エ 別紙2の公文書以外の公文書の特定について

別紙2の公文書に係る特定の妥当性については、先に述べたとおり特定すべきであった公文書が散見されたことから、先に特定すべきとした公文書以外にも特定すべき公文書が存在するの否かを審査することとした。

まず、各開示を行った実施機関に対して、開示請求に対してどのような手続を経て対象公文書を特定したのか、また、通常、公文書についてどのような管理をしているか、さらに、本件開示請求の開示決定において開示されるべき公文書が、その後の7月請求で開示された経過などについて説明を求め、回答を得た。

その結果、7月請求で開示された公文書以外に対象公文書はないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなかった。

さらに、加えて、調査結果を検証するため、対象公文書の一部である別紙2の3の文書番号41を含むファイルの一部の提出を求め、見分を実施したが、新たに開示すべき公文書は確認されなかった。

(4) 別紙1の(1)のイに係る公文書の特定の妥当性について

ア 異議申立人は、入学式等における実施機関の職員の派遣について、それに関する公文書が存在するのに特定していない旨を以下の事実を挙げて主張する。

- ・ 渡島教育局の復命書には「義務教育指導班が保存」と記載されているが、当該保存文書が特定されていない。
- ・ 空知教育局の復命書に記載されている指導・助言の内容が記載された文書が、特定されていない。
- ・ 入学式、卒業式に実施機関の職員が派遣されたのち、教職員が訓告処分されており、この処分の根拠となる文書が存在するはずである。

イ 実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(ア) 本件開示請求は、平成21年度の卒業式及び平成22年度の入学式において、全道各教育局から北海道における全ての道立学校・公立中学校・公立小学校へ職員を派遣した場合、北海道職員の人数、職員の役職、氏名、職員の移動時間、職員の滞在時間、職員の旅費、その他関連した費用がわかるものを対象としており、対象公文書については、全て特定している。

(イ) 異議申立人の主張に対しては次のとおり説明する。

- ・ 渡島教育局の復命書に「保存」と記載されている文書については、式典の次第及びしおりである。
- ・ 空知教育局の復命書に記載されている指導・助言の内容については、平成22年2月24日付け教義第1348号、同年3月18日付け教義第1456号の通知等の内容を口頭で指導・助言しており、文書としては保存していない。
- ・ 本件の職員派遣は、卒業式及び入学式の実際の様子を把握することを目的と

しており、訓戒措置の根拠資料を作成するものではなく、訓戒措置となる行為の確認は、市町村立学校は服務監督権者である市町村教育委員会が、道立学校は同じく服務監督権者である校長が行うものである。

- (ウ) 今回の派遣は、学校の卒業式等の日程や職員の業務執行状況等を総合的に考慮し可能な範囲で職員を派遣したものであり、学習指導要領を踏まえて適切に実施している学校や、課題が見られる学校などを選定しており、毎回全ての学校に派遣するものではない。

ウ 当審査会として、審査した結果は次のとおりである。

- (ア) 本件開示請求は、請求書の「1 請求に係る公文書の名称又は内容」欄の記載が別紙1の(1)のイの内容であるほか、「6 備考」欄に「対象とする公文書は旅行命令簿、外勤命令簿、復命書であること。」と記載されていることが認められる。

先に述べたとおり、公文書開示請求の請求内容は「1 請求に係る公文書の名称又は内容」欄の記載内容を前提とし、「6 備考」欄の記載内容と併せて総合的に判断すべきものと解されるので、本件開示請求における請求内容に係る対象公文書は平成21年度の卒業式及び平成22年度の入学式における、教育局等から道立学校・公立中学校・公立小学校へ派遣した道職員の人数、職員の役職、氏名、職員の移動時間、職員の滞在時間、職員の旅費、その他関連した費用が記載された公文書であると判断される。

このことから、本件公文書のうち別紙1の(2)のイに係る旅行命令簿、復命書、外勤命令簿及び指定自動車運転命令書（以下「本件旅行命令簿等」という。）を特定したことは相当であり、いずれも対象公文書と認められる。

また、異議申立人が特定すべきと主張する復命書の添付資料は、入学式等の式典の内容を示す文書であり、本件開示請求の対象である北海道職員の人数等がわかるものに限定している対象公文書とは認められない。

なお、異議申立人は指導・助言の内容を示す文書及び教職員の処分に係る文書が存在していると主張しているが、上記のとおり復命書の添付資料はそのような文書には該当しない。

- (イ) 本件旅行命令簿等に示されている以外の職員派遣については、全ての学校に派遣しているものではなく、式の日程や職員の業務執行状況等を総合的に考慮し可能な範囲で職員を派遣したものであるとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められず、また特定されていない別の職員派遣の実施を窺わせる事実も認められなかった。

更に、異議申立人から特定されていない別の職員派遣の実施を窺わせるに足りる資料等の提出はなかった。

- (ウ) したがって、実施機関の公文書の特定は妥当であると判断する。

エ 別紙1の(2)のイの公文書以外の公文書の特定について

別紙1の(2)のイの公文書に係る特定の妥当性については、先に述べたとおり妥当と判断したが、別紙1の(2)のイの公文書以外の特定すべき公文書の存否については、3の(4)のイの実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

- (5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

- (6) 本件処分に対する意見について

本件処分に対する判断は先に述べたとおりであるが、異議申立人が本件異議申立てに至ったのは、情報公開の対象となる公文書の特定の漏れや開示請求に係る実施機関の対応への不信感が根底にあるものと思われる。

まず、対象公文書の特定の漏れについて、異議申立人は本件開示請求とは別に7月請求を行っており、その際に開示された公文書に、本来は本請求時において開示されるべき公文書が散見されている。

これは、実施機関内の各部局において、開示請求者の意向の確認、対象となる公文書についての検討が十分ではなく、また、各部局間の認識の共有が図られていなかったことから、その結果として公文書の特定の漏れにつながっていると思われる。

また、開示決定後において、異議申立人の申出に基づき、実施機関が行った請求内容の再検討や開示の変更決定に係る一連の事務処理において不適切な対応が見受けられる。

これらの対象公文書の特定の漏れや不適切な対応により、異議申立人の実施機関に対する不信感を招いた可能性は否定できない。

道の情報公開制度は、条例の目的である、開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与することを目的とするものである。このような情報公開制度は、公文書開示請求の事務処理が適切に行われることを当然の前提としている。実施機関には本件異議申立てがなされた事実を重く受け止め、今後、適切な事務処理を行うことを強く要望する。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 5 月 31日	○ 諮問書の受理（諮問番号384） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書及び異議申立補正書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書開示決定通知書、公文書一部開示決定通知書及び公文書不存在通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書、(7)対象公文書の写し）の提出
平成23年 6 月 10日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成23年 8 月 26日	○ 異議申立人から資料を受理
平成23年 8 月 26日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述
平成23年 9 月 5 日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成23年10月 7 日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成23年10月21日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成23年10月21日	○ 実施機関から資料を受理
平成23年11月25日 （第二部会）	○ 審議
平成23年12月16日 （第二部会）	○ 審議
平成24年 1 月 20日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成24年 2 月 3 日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（異議申立人出席） ○ 審議
平成24年 2 月 24日 （第二部会）	○ 審議
平成24年 3 月 13日	○ 実施機関から資料を受理

平成24年3月14日 (第二部会)	○ 実施機関から補足説明を聴取 ○ 審議
平成24年4月13日 (第二部会)	○ 実施機関から補足説明を聴取 ○ 審議
平成24年5月16日 (第二部会)	○ 審議
平成24年6月15日 (第二部会)	○ 審議
平成24年7月13日 (第二部会)	○ 実施機関から補足説明を聴取 ○ 審議
平成24年8月10日 (第二部会)	○ 審議
平成24年9月18日 (第二部会)	○ 答申案骨子審議
平成24年10月16日 (第二部会)	○ 答申案骨子審議
平成24年10月30日 (第62回審査会)	○ 答申案審議
平成24年11月5日	○ 答申

別紙 1

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容

ア 平成22年9月7日付け教高第781号、平成22年2月24日付け教義第1348号、平成22年3月18日付け教義第1456号、平成22年3月30日付け教職第2132号、平成22年5月24日付け教渉第35号、平成22年5月31日付け教政第146号、平成22年7月6日付け教義第480号、平成22年12月13日付け教職第1524号、平成23年1月26日付け教特第342号及び平成23年1月26日以降の「入学式・卒業式における国旗・国歌の適切な実施」関連の通知及び調査及び回答などに要した国と道のやりとりの文書。

イ 2009年（平成21年）度の卒業式及び2010年（平成22年）度入学式において、総務政策局／教職員局／新しい高校作り推進室／学校教育局／生涯学習推進局／空知教育局／石狩教育局／後志教育局／胆振教育局／日高教育局／渡島教育局／檜山教育局／上川教育局／留萌教育局／宗谷教育局／オホーツク教育局／十勝教育局／釧路教育局／根室教育局／実習船管理局から北海道における全ての道立学校・公立中学校・公立小学校へ職員を派遣した場合、北海道職員の人数、職員の役職、氏名、職員の移動時間、職員の滞在時間、職員の旅費、その他関連した費用がわかるもの。

(2) 開示請求に対する処分及び特定した公文書名

ア 開示請求の内容(1)のアに係る処分

処分番号	担当部局	処分内容	特定した公文書名	異議申立ての有無
①	教育職員局参事（渉外）	平成23年3月11日付け教渉第170号で行った公文書不存在処分		有
②	同上	平成23年3月24日付け教渉第177号で行った公文書一部開示決定処分	北海道教育委員会及び札幌市教育委員会における調査の状況について	有
③	総務政策局教育政策課	平成23年3月10日付け教政第548号で行った公文書不存在処分		有
④	学校教育局義務教育課	平成23年3月11日付け教義第1580号～2で行った公文書不存在処分		有
⑤	学校教育局特別支援教育課	平成23年3月11日付け教特第416号で行った公文書不存在処分		有
⑥	学校教育局高校教育課	平成23年3月11日付け教高第1767号で行った公文書一部開示決定処分	道立高校の教諭が使用した教材について（平成21年9月12日付け）	有
⑦	総務政策局教職員課	平成23年3月11日付け教職第1933号で行った公文書不存在処分		無

イ 請求内容(1)のイに係る処分

処分番号	担当部局	処分内容	特定した公文書名	異議申立ての有無
⑧	学校教育局特別支援教育課	平成23年3月14日付け教特第420号で行った公文書一部開示決定処分	道立学校の平成21年度卒業式及び平成22年度入学式出席に係る学校教育局特別支援教育課職員の旅行命令簿及び復命書	有
⑨	空知教育局企画総務課	平成23年3月14日付け教空第7888号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において空知管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書、外勤命令簿及び指定自動車運転命令書	有
⑩	石狩教育局企画総務課	平成23年3月14日付け教石第7314号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において石狩管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有

⑪	後志教育局企画総務課	平成23年3月15日付け教後第6123号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において後志管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有
⑫	胆振教育局企画総務課	平成23年3月14日付け教胆第5478号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において胆振管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書、外勤命令簿及び指定自動車運転命令書	有
⑬	日高教育局企画総務課	平成23年3月15日付け教日第7085号で行った公文書開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において日高管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有
⑭	渡島教育局企画総務課	平成23年3月14日付け教渡第6309号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において渡島管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書、外勤命令簿及び指定自動車運転命令書	有
⑮	檜山教育局企画総務課	平成23年3月14日付け教檜第4954号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において檜山管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有
⑯	上川教育局企画総務課	平成23年3月14日付け教上第5697号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において上川管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有
⑰	留萌教育局企画総務課	平成23年3月15日付け教留第5172号で行った公文書開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において留萌管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有
⑱	オホーツク教育局企画総務課	平成23年3月14日付け教オ第7152号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式においてオホーツク管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有
⑲	十勝教育局企画総務課	平成23年3月17日付け教十第5879号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において十勝管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書、外勤命令簿及び指定自動車運転命令書	有
⑳	釧路教育局企画総務課	平成23年3月15日付け教釧第6623号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において釧路管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有
㉑	根室教育局企画総務課	平成23年3月14日付け教根第5976号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において根室管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	有
㉒	総務政策局総務課	平成23年3月14日付け教総第1586号で行った公文書開示決定処分	道立学校の平成21年度卒業式及び平成22年度入学式出席に係る総務政策局総務課職員の外勤命令簿及び旅行命令簿	無
㉓	宗谷教育局企画総務課	平成23年3月15日付け教宗第5469号で行った公文書一部開示決定処分	平成21年度卒業式及び平成22年度入学式において宗谷管内公立学校への職員の派遣に係る旅行命令簿、復命書及び外勤命令簿	無

(3) 開示請求の内容(1)のアに示されている通知文及び関係する開示等決定処分

開示請求に示されている公文書	標 題	主管する部局	関係する処分番号
平成21年9月7日付け教	公民科における指導内容等について	学校教育局高校教育課	⑥

高第781号			
平成22年2月24日付け教 義第1348号	入学式・卒業式における国旗・国家の適切な実施について（通知）	学校教育局義務教育課	④
平成22年3月18日付け教 義第1456号	入学式・卒業式における国旗・国家の適切な実施について（通知）	学校教育局義務教育課	④
平成22年3月30日付け教 職第2132号	教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施について（通知）	教職員局参事（渉外）	②
平成22年5月24日付け教 渉第35号	今後の北教組との国旗・国家の取扱いに関する話し合いについて（通知）	教職員局参事（渉外）	①
平成22年5月31日付け教 政第146号	学校教育における法令等違反行為に係る情報提供制度について（通知）	総務政策局教育政策課	③
平成22年7月6日付け教 義第480号	学校における国旗及び国歌に関する指導について（通知）	学校教育局義務教育課	④
平成22年12月13日付け教 職第1524号	入学式・卒業式における国旗・国歌の適切な実施について（通知）	総務政策局教職員課	⑦
平成23年1月26日付け教 特第342号	入学式・卒業式における国旗・国歌の適切な実施について（通知）	学校教育局特別支援教育課	⑤
平成23年1月26日以降の 「入学式・卒業式におけ る国旗・国歌の適切な実 施」関連の通知及び調査 及び回答など		学校教育局義務教育課及び 学校教育局特別支援教育課	④⑤

別紙 2

1 平成23年 8 月 8 日付け教渉第60号で行った公文書一部開示決定処分において特定された公文書

公文書の名称	本件処分における特定	文書番号
メールの添付ファイルに係る公文書の名称		
平成22年 3 月30日付け「北海道教育委員会及び札幌市教育委員会における調査の状況について」本文	○	1
平成22年 2 月16日付けメール本文	×	2
平成22年 2 月16日付け通知文「北海道教委及び札幌市教委への確認事項」	○	3
平成22年 2 月16日付け新聞記事（産経新聞及び読売新聞）	○	4
平成22年 3 月 2 日付けメール本文	×	5
平成22年 2 月 1 日付けFAX送信票	○	6
平成22年 3 月 9 日付けメール本文	×	7
「北海道教職員組合の問題に関し文部科学省から確認をしている事項」	×	8
平成22年 3 月 5 日付け衆議院文部科学委員会速記録	○	9
平成22年 1 月29日付け「2009年度卒業式・2010年度入学式における『日の丸・君が代』強制に反対する当面のとりくみについて（支部案）」	○	10
平成22年 3 月17日付けメール本文	×	11
平成22年 3 月 4 日付け文書連絡「『提出物』確認と自民党などからの組織破壊攻撃を許さない当面のとりくみについて（連絡）」	○	12
平成22年 3 月 2 日付け第16回分会長会議	○	13
全道戦術会議議案「第22回参議院議員選挙闘争のとりくみについて」	○	14
パンフレット「こどもの内心の自由を大切に！」	○	15
パンフレット「これでいいの？全国学力テスト」	○	16
学校運営研究「職員室の困ったさん」	○	17
平成22年 3 月 9 日付け文書「組合費について」	○	18
平成22年 2 月27日付けFAX「指示」	○	19
「2007年度『特別支援教育』に対する北教組■■支部方針と具体的とりくみ」	○	20
給与等に関する参考資料	×	21
平成22年 3 月19日付けメール本文	×	22
平成22年 2 月 1 日付けファクシミリ送信票	○	23
北教祖問題に関する調査団入手資料：平成22年 3 月 4 日付け文書連絡「『提出物』確認と自民党などからの組織破壊攻撃を許さない当面のとりくみについて（連絡）」	○	24
北教祖問題に関する調査団入手資料：「校長着任交渉」	○	25
全道戦術会議議案「第22回参議院議員選挙闘争のとりくみについて」	○	26

平成22年3月15日付け「子ども救済カンパ最終報告」	×	27
北教祖問題に関する調査団入手資料：「…を許さず、民主的な教科書採択をめざす当面のとりくみ」	×	28
平成22年8月3日付け教渉第80号「教職員の服務規律等の実態に関する調査について」	×	29
教育行政事務打合せ（平成22年8月6日）に係る復命書（3件）	×	30
8月20日付け電話受理記録	×	31
教育行政事務打合せ（平成23年3月9日）に係る復命書	×	32
教育行政事務打合せ（平成23年4月6日）に係る復命書	×	33
『教職員の服務規律等の実態に関する調査』結果を踏まえた措置について』及び添付資料	×	34

2 平成23年8月8日付け教職第792号で行った公文書一部開示決定処分において特定された公文書

公文書の名称	本件処分における特定	文書番号
教職員等の選挙運動の禁止等について（平成22年6月1日付け22文科初第439号）	×	35
教職員等の選挙運動の禁止等について（平成23年2月18日付け22文科初第1542号）	×	36
「教職員等の選挙運動の禁止等について」教育庁通達・通知の周知・指導状況について（平成23年5月27日付け教職第377号）	×	37
教育行政事務打合せ（平成22年8月6日）に係る復命書	×	38
教育行政事務打合せ（平成23年3月9日）に係る復命書	×	39
教育行政事務打合せ（平成23年4月6日）に係る復命書	×	40

3 平成23年8月8日付け教義第701号で行った公文書開示決定処分において特定された公文書

公文書の名称	本件処分における特定	文書番号
資料の送付について（平成22年5月11日付け道教育庁学校教育局義務教育課長事務連絡）	×	41

※ 「本件処分における特定」欄に「○」がある公文書は、本件処分においても特定されている公文書であり、「×」がある公文書は本件処分においては特定されていない公文書である。

